

## Ⅱ. 改築編



## 1. 指針の趣旨

この指針は、機能強化工事等において地域資源循環技術センター—XIV<sub>G</sub>（JARUS—XIV<sub>G</sub>）型及び地域資源循環技術センター—XIV<sub>G,P</sub>（JARUS—XIV<sub>G,P</sub>）型を適用した汚水処理施設の設計に当たって遵守すべき基本的事項を定めたものである。尚、記載のない事項及び項目等においては新設と共通とする。

### （解 説）

改築にあたり、本処理方式を採用する場合においては、具体的な設計に当たっては、既設処理施設の条件に基づき、この指針に採られた考え方に則し、個別に技術的・経済的な検討を加え、適切に行うものとする。

## 2. 全体構成

地域資源循環技術センター—XIV<sub>G,G,P</sub>型に係る処理対象人口別の系列区分は、改築の場合、次のとおりとする。

処理対象人口（人）	系 列 数
201～3,000	1
401～6,000	2

### （解 説）

- (1) 地域資源循環技術センター—XIV<sub>G,G,P</sub>型における系列数は、既設の処理方式に応じて、経済性や維持管理性等を考慮し定める。
- (2) ばっ気槽は、原則として1系列の場合は1槽2室以上の構造とし、2系列の場合には2槽4室以上の構造とする。また、沈殿槽については、1系列の場合には1槽構造とし、2系列の場合には2槽構造とする。ただし、必要に応じて1系列に2槽構造、2系列に4槽構造とすることができる。

### 3. 処 理 槽

#### 3. 1 ばっ気槽

- (1) ばっ気槽は、原則として1系列の場合には1槽2室以上とし、2系列の場合には2槽4室以上の構造とする。
- (2) ばっ気槽の有効容量は、原則として日平均汚水量の18時間分に相当する容量以上とする。また、1槽2室以上の構造のばっ気槽の場合には、各室の有効容量は、極力同容量とする。さらに、2槽4室以上の構造の場合でも、各室の有効容量は、極力同容量とする。

(解 説)

#### 〔構 造〕

標準的なばっ気槽の槽数、室数区分は、表-3.1-1 に示すとおりとする。

各室の有効容量は極力同容量とするが、既存の処理施設の形状により、各室の容量が異なった構造とすることができる。

表-3.1-1 標準的なばっ気槽の槽数、室数区分

処理対象人口 (人)	系 列 数	槽 数	室 数
201 ~ 3,000	1	1	2 以上
401 ~ 6,000	2	2	4 以上